

# 西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等 業務委託プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等業務委託」の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

## 2 対象業務

### (1) 名称

西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から平成29年3月28日（火）まで

### (4) 事業費限度額

15,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 過去10年間に、本業務と同種又は類似業務について、国、地方公共団体等と契約実績があること。
- (2) 3月以上の雇用関係があり、前号の業務実績を有する総括責任者及び主たる担当者を配置できること。主たる担当者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更できないものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 西脇市に競争入札参加資格業者の登録を行っていること。ただし、登録されていない者については、4の(1)の追加登録の受付期間中に登録を行った者であること。

- (6) 近畿 2 府 4 県内に本店、又は支店、営業所等があること。
- (7) この要領の公告の日以後から受付期間までに、国及び近畿 2 府 4 県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

#### 4 競争入札参加資格の追加登録

- (1) 受付期間  
平成 28 年 5 月 9 日（月）から平成 28 年 5 月 18 日（水）までの平日
- (2) 受付時間（※時間厳守のこと。）  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) 受付場所  
西脇市役所 2 階 都市経営部財政課
- (4) 提出方法  
持参のみ（郵送受付は行わない。）
- (5) 提出書類  
西脇市ホームページ（西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等業務委託プロポーザル）を参照のこと。
- (6) その他  
追加登録は、本要領の参加資格の条件を全て満たす者で、本件の入札に参加申込を行う者に限って受付を行う。

#### 5 受託者選定に係るスケジュール

項目	期 日	備 考
質問書提出期限	平成 28 年 5 月 11 日（水） 午後 5 時まで	持参又は郵送 （ファックス可）
質問書回答期限	平成 28 年 5 月 16 日（月） 午後 5 時まで	
参加意思表明書の提出期限	平成 28 年 5 月 18 日（水） 午後 5 時まで	持参又は郵送 （ファックス可）
提案書類提出期限	平成 28 年 6 月 8 日（水） 午後 5 時必着	持参又は郵送
提案説明	平成 28 年 6 月 16 日（木）	プレゼンテーション及び質疑応答

## 6 プロポーザル参加に関する留意事項

### (1) 知的財産権の取扱い

#### ア 著作権

提出を受けた書類（以下「提出書類」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項各号のいずれかに規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従う。

#### イ 工業所有権

本委託の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた特許権及び特許を受ける権利は、特許法（昭和34年法律第121号）の定めるところに従う。

また、本委託の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた実用新案件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）の定めるところに従う。

#### ウ 使用許諾

上記ア及びイについて、市は提出書類を必要な範囲において無償で使用できる。

### (2) 提出書類の取扱い

提出書類は変更できないものとし、原則として返却しない。また、提出書類は西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）に準じて開示又は一部開示することがあるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

なお、市は、選定結果の公表等において必要と認めるときは、優先交渉権者として選定された提案者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、必要な範囲で、その他の提案者の提案書の一部を無償で使用できる。

### (3) その他

各様式のデータが必要なときは、下記宛てに照会のこと。

西脇市次世代創生課：sousei@city.nishiwaki.lg.jp

## 7 提案に関する質問の受付及び回答

### (1) 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式第1号）

### (2) 提出期限

平成28年5月11日(水)午後5時まで

- (3) 提出方法  
持参又は郵送  
※ ファックスによる提出も可。ただし、原本は後日代表者印を押して提出のこと。
- (4) 提出先  
8の提出先のとおり
- (5) 質問の回答  
平成28年5月16日(月)午後5時までに西脇市ホームページで回答を掲載する。

## 8 参加の意思表示

- (1) 参加を希望するとき。  
参加意思表示書(様式第2号)を提出のこと。  
ただし、参加意思表示書を提出後に辞退をする場合は、辞退届(様式第3号)を提出のこと。
- (2) 提出期限  
平成28年5月18日(水)午後5時まで
- (3) 提出先  
西脇市都市経営部次世代創生課  
〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地  
TEL 0795-22-3111 (内線 333)  
FAX 0795-22-1014
- (4) 提出方法  
持参又は郵送  
※ ファックスによる提出も可。ただし、原本は後日代表者印を押して提出のこと。

## 9 提案方法

- (1) 提案書類の提出  
提案書類の内容は、実施要領により作成されたものとし、次の書類を提出するものとする。
  - ア 提案書
    - (ア) 提案書類提出書兼誓約書(様式第4号)
    - (イ) 業務体制図(様式第5号)
    - (ウ) 会社としての業務実績(様式第6号)
    - (エ) 担当者経歴(総括責任者)(様式第7号)
    - (オ) 担当者経歴(主たる担当者)(様式第7号の2)
    - (カ) 業務の実施方針(様式第8号)
    - (キ) 業務実施スケジュール(様式第9号)

- (ク) 企画提案書（様式第10号）
- イ 見積書
  - (ア) 見積書の様式は任意とする。
  - (イ) 業務の本体価格（税抜）を記載すること。
  - (ウ) 単価、人員・人日等積算の内訳が分かるよう詳細を記載すること。
- (2) 提案に係る書式等
  - ア 提案書のうち、業務体制図（様式第5号）、業務の実施方針（様式第8号）及び業務実施スケジュール（様式第9号）は、必要に応じて複製するなど適宜対応のこと。  
企画提案書（様式第10号）は任意の様式でも可能とする。ただし、「様式第10号」の表示及び「商号又は名称」は必ず記入すること。A4版縦置き横書きとし、枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。
  - イ 提案書に付随する資料の添付については、これを認める。
- (3) 提出物及び部数
  - ア 提案書  
正本1部、副本7部
  - イ 見積書  
1部
  - ウ 提出時の注意事項
    - (ア) 上記ア及びイをクリップ留めで提出のこと（ホッチキス留めにしないこと。）。
    - (イ) 副本7部には、提案者の名称及びそれを推測できるものの記載はしないこと。印刷物等の場合で、これを消せないときは、マスキングするなどして対応すること。
- (4) 提出期限及び提出方法
  - ア 提出期限  
平成28年6月8日（水）午後5時必着
  - イ 提出方法  
持参又は郵送のこと。ただし、郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル参加」と朱書きのこと。
  - ウ 提出先  
8の提出先のとおり
- (5) その他
  - ア 提出された提案書類は返却しない。
  - イ 提案書類の作成、提出及び提案説明等に関する全ての費用は、参加者負担とする。

## 10 評価

### (1) 評価の方法

提案書及び提案説明に係る審査については、市が設置する「西脇市シティプロモーション戦略プラン策定支援等業務委託業者選定委員会」が、第4号に定める評価項目に基づいて評価し、優先交渉権者を選考するものとする。

なお、評価基準及び選定委員の氏名等については公表しない。

### (2) 優先交渉権者の選考

ア 客観評価点及び主観評価点の合計である総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

#### ① 客観評価点

提出書類から、経験・実績・体制・価格について、別に定める評価基準に基づき算出した点数を客観評価点とする。

#### ② 主観評価点

提出書類から、提案内容について、別に定める評価基準を参考に、選定委員がそれぞれ評価した点数の平均を主観評価点とする。

#### ③ 総合評価点

客観評価点と主観評価点の合計とする。

$\begin{aligned} & \text{客観評価点 (30点)} + \text{主観評価点 (70点)} \\ & = \text{総合評価点 (100点)} \end{aligned}$
--

イ 参加者が1者となった場合において、評価点が基準点数（60点）に満たないときは、優先交渉権者とししない。

ウ 総合評価点と同点となった場合は、提案額が最も安価な者を優先交渉権者とし、価格も同額の場合においては、第4号に定める評価項目における配点の高いものから順に比較し、優先交渉権者を決定する。

### (3) 提案説明（プレゼンテーション及び質疑応答）

ア 提案説明について

提出書類に記載された内容に基づく提案説明（プレゼンテーション）を30分以内で行うこと。また、それに関する質疑応答は15分以内で行う。

イ 実施日

平成28年6月16日（木）

ウ 実施場所

西脇市役所 2階 応接室

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地

エ 説明者等

原則として主たる説明は、本業務を実際に担当する総括責任者が行うこと。なお、3名までの入室を認める。

オ 傍聴

他の提案者の傍聴（会場への入室）は認めない。

カ 使用機材

提案説明に必要な機器として、プロジェクター（端子：HDMI / RGB / USB）、ケーブル、スクリーンは市が用意する。その他の機器については提案者が持ち込むこと。

(4) 評価項目

項 目		配点
客観評価項目	会社として、本業務と同様業務の実績 ☞ シティプロモーション、シティセールス等	10点
	実務担当者として、本業務と同様実務の経験年数及び本業務と同様業務の実績 ☞ シティプロモーション、シティセールス等	10点
	実施方針及び支援体制・支援内容 ☞ 業務の完遂まで責任が持てる体制であるか	5点
	見積金額	5点
主観評価項目	本市の現状と課題把握の的確性 ☞ 本市の特徴を正しく理解し、分析できるか	5点
	計画策定の手法の妥当性、説得性 ☞ 説得力のあるスケジュール、計画策定手法か	5点
	提案の話題性 ☞ メディア露出や展開力を考慮しているか	20点
	提案の実現性、継続性 ☞ 実現可能な計画で、かつ、一過性に終わることなく継続しやすい仕掛けが考慮されているか	15点
	提案説明（プレゼンテーション・質疑応答） ☞ 趣旨が明快で、魅力と取組意欲が伝わるか	10点
	今年度内に実施するプロモーション活動 ☞ 効果的で魅力的な実施内容の提案であるか	15点

11 受託候補者の決定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。

協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、10による次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

## 12 評価結果の公表及び通知

評価の結果は、平成28年6月20日(月)までに、優先交渉権者の名称、総合評価点及び各評価項目の内訳を市のホームページで公表するとともに、参加者全員に対して文書で通知する。

また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について意義の申立ては受け付けない。

## 13 その他

### (1) 欠格事項

ア 提出期限に遅れた場合

イ 選定結果に影響を与えるような行為があった場合

(2) 参加者は、選定委員と連絡をとってはいけない。

(3) 提出書類は、審査過程において必要な範囲で複製を作成することがある。当該書類は、選定目的及び選定結果の公表のみに使用し、提出者に無断でその他の目的に使用しない。

(4) 提案書のうち、業務体制図(様式第5号)で定める「主たる担当者」は、契約を締結した場合において、原則として履行完了の日までその変更を認めない(市が認める特別な場合を除く)。